

居宅支援事業所における身体拘束等の適正化の為の指針

ママメイト佐倉ユーカーリが丘

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束を行う基準

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がない事。

③ 一時性

身体拘束等が一時的である事。

(3) 日常支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組む。

① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体・精神的）を安易に妨げる様な行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者からの閲覧の求めには速やかに応ずる

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて虐待防止・身体拘束等の適正委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。

① 設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成

管理者 峯本 まゆみ、介護支援専門員 菅沢 恵子、土岐 勇太

委員会は上記の構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができる事とする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行う事とする。

- (ア) 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正委員会にて、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、切迫性、非代替性、一時的に3要素の全てを満たしているかどうか協議する。要件を協議し身体拘束を行う事を選択した場合は、身体拘束の内容、時間等について利用者及び家族に対し、説明を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を以って同意を得る。

(イ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いて身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は引き続き日々の経過観察を行い、記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し、同意を得る。

(ウ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行う時は、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケースに記録する。その後の事は身体拘束適正委員会において協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

3. 身体拘束に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任者を持って対応する。

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

担当者：峯本まゆみ

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

担当者：菅沢恵子

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 事業所のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

担当者：土岐勇太

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ② 利用者の尊厳を理解する
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し、基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

担当者：職員全員

4. 身体拘束等廃止。適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ①年間計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施
- ②新任者採用時は、新任者のための身体拘束廃止・適正化研修を実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④上記教育・研修の実施内容については記録を残す

附則

この指針は、令和6年4月1日から施工する

